



山梨労働局発表
令和2年10月26日

担当	山梨労働局労働基準部監督課 監督課長 宮本 靖大 主任監察監督官 伊勢井 裕之 電話 055 - 225 - 2853
----	--

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

～ 過重労働解消に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

山梨労働局(局長 藤本達夫)では、11月の「過労死等防止啓発月間」に、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の皆様の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。コロナ禍の中ではありますが、業種・業界によっては事業活動の活発な動きがみられ、その中において、過重労働による健康障害が懸念されるとともに、働き方の新しいスタイルの定着のためにも、ワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを進めていく必要があります。

同月間中は、国民の皆様への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働や若者の「使い捨て」が疑われる事業場への重点的な監督指導等を行います。

また、同月間に先駆けて、本年11月1日に一般の方からの長時間労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施します。

【主な取組の概要】

1 電話相談の実施

(1) 過重労働解消相談ダイヤル(無料)

全国一斉に実施し、長時間労働等に係る御相談に、都道府県労働局の担当官が対応します。

実施日時 11月1日(日)9:00～17:00

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120(794)713(フリーダイヤル なくしましょう 長い残業)

(2) 相談ダイヤル以外の窓口

以下の窓口で、相談や情報提供を受け付けています。

ア 山梨労働局又は労働基準監督署(受付時間平日8:30～17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日・祝日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

0120-811-610(フリーダイヤル はい! 労働)

月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

資料1 「働き過ぎで起こる健康障害のリスクを知っていますか？」

2 重点的監督指導の実施

11月のキャンペーン期間中に、長時間労働や若者の「使い捨て」が疑われる事業場への監督指導を集中的に実施します。

3 労使等への主体的取組の要請

キャンペーンの実施に伴い、下記使用者団体や労働組合等に対し、山梨労働局長ほか幹部が直接協力要請を行います。

(使用者団体) 山梨県経営者協会、山梨県中小企業団体中央会

山梨県商工会連合会、山梨県商工会議所連合会

山梨県労働基準協会連合会、山梨県建設業協会

山梨県トラック協会、山梨県バス協会、山梨県タクシー協会

(労働組合) 日本労働組合総連合会山梨県連合会

(その他) 山梨県社会保険労務士会

4 広報の実施

(1) 各団体の機関誌等への掲載依頼及び「山梨労働局ホームページ」に「過重労働解消キャンペーン」の実施事項について掲載します。

(2) パンフレット及びポスターを使用者団体、労働組合などの関係機関に配布します。

資料2 「毎年11月は『過労死等防止啓発月間』です。」

資料3 「令和2年度過重労働解消キャンペーン実施要領」

5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催

(1) 日時

令和2年11月25日(水) 18時30分から20時30分まで

(2) 会場

ベルクラシック甲府 3F エリザベート(甲府市丸の内1-1-17)

(3) プログラム

ア 基調講演 「取材から見えてきた過労死の実態」

牧内 昇平氏

イ 体験談発表 「職場におけるハラスメントとのたたかい」

芦沢 明氏

「国家公務員職場で起きている『パワハラ公募』の実態」

上間 正央氏

(4) 申込方法

Web <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

Fax 03-6264-6445 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付行

(6) 問合せ先

株式会社プロセスユニーク

TEL 0120-562-552

E-mail karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

資料4 「令和2年度過労死等防止対策推進シンポジウム等実施要領」

資料5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」

毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わるものとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」 を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、
詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



【事業主の皆さまへ】11月は 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間 です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか？

働くことは大切。

でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、

ひいては過労死にも繋がる危険があります。

いま多くの会社が、新しい時代の

新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年
11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施
します。

無料 過重労働等に関する
相談はこちら

なくしましょう 長い 残業
0120-794-713

「過重労働解消相談ダイヤル(労働局)」 実施日時 **11月1日(日) 9:00～17:00**

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

知っていますか？

○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



過重労働による健康障害等を防止するためにも、**労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。**

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

1 職場風土を 改革しましょう。	2 適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	3 労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。
------------------------	--	--

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力を要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和2年11月1日(日) 9:00~17:00

フリーダイヤル **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン (厚生労働省委託事業) **0120-811-610**

(月~金17:00~22:00、土日・祝日9:00~21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

オンラインで

「過重労働解消のためのセミナー」

(委託事業)を実施します。

専用ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



過労死をゼロにし、 健康で充実して 働き続けることの できる社会へ

過労死 **（ゼロ）** 実現のために

- 仕事上の不安や悩みを抱えていませんか？
- 週の労働時間が60時間を超えていませんか？
- 年次有給休暇の取得はきちんとできていますか？
- 勤務間インターバル制度をご存知ですか？

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



労働条件相談ほっとライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：**0120-811-610** (フリーダイヤル)

受付時間：平日 17:00~22:00 / 土・日・祝日 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家庭向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：**0120-565-455** (フリーダイヤル)

受付時間：月・火 17:00~22:00 土・日 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)

メール相談：<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの支援や、
役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

- 過労死等防止対策推進全国センター <http://karoshi-boushi.net/>



- 全国過労死を考える家族の会 <http://karoshi-kazoku.net/>



- 過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク) <http://karoshi.jp/>



◎職場でのハラスメントにお悩みの方のための相談窓口

- ハラスメント悩み相談室 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



- あかるい職場応援団 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



令和2年度過重労働解消キャンペーン実施要領

1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向にあるものの引き続き高く、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、過労死等に係る労災認定件数も高水準で推移している。また、長時間労働の削減のためには労働時間の適正な把握が重要であるが、これがなされていないことによる割増賃金の不払に係る労働基準法違反も依然としてみられるところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- ① 長時間労働の削減
- ② 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- ③ 労働時間の適正な把握の徹底
- ④ 賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

令和2年11月1日（日）から11月30日（月）まで

3 実施事項

（1）本省で実施する事項

ア 「労働条件相談ほっとライン」（無料）の実施（委託事業）

「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業により、平日の夜間、土日・祝日に、無料電話相談を実施する。

イ 使用者団体等への協力要請

使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合への長時間労働の

削減等の過重労働解消に向けた取組及び大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）の長時間労働の削減等に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

ウ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページへの掲載等を行う。

エ パンフレット及びポスターの作成

キャンペーンの趣旨等を周知するためのパンフレット及びポスターを作成する。

オ 「過重労働解消のためのセミナー」の実施（委託事業）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的に、事業主、企業の労務担当者等を対象に、10月から12月を中心に、オンラインによりセミナーを実施する。

(2) 都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 重点監督等の実施

別途指示するところにより、監督指導等を実施する。

イ 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）の実施

都道府県労働局（以下「局」という。）において、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を令和2年11月1日（日）に実施し、相談に対する指導・助言を行う。

実施局においては、電話相談終了後、所轄の労働基準監督署（以下「署」という。）、局雇用環境・均等部（室）、職業安定部各課室等又は公共職業安定所へ情報提供すべき相談については、別途指示する電話相談受付票を担当部署へ送付する（公共職業安定所に対する情報提供は、職業安定部を通じて行うこと。）。また、実施局以外の局の管内に所在する事業場に係る相談については、該当局監督課を経由し、担当部署へ送付する。

ウ 使用者団体等への協力要請

局は、主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組及び大企業等の長時間労働の削減等に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等についての協力要請を行う。

エ 都道府県労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

都道府県労働局長は、過重労働解消に向けた気運の醸成を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を勘案した上で、報道機関への公開により、

地域において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業を訪問し、当該企業の長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、広く紹介する。

オ 周知・啓発の実施

局及び署は、上記（１）ウの取組を踏まえ、キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

また、集団指導の場等を活用し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する周知・啓発を行う。

カ パンフレット及びポスターの配布

局及び署は、送付されたパンフレット及びポスターを、使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に対して配布するほか、集団指導、監督指導等の際に使用者等に対して配布するなどにより、有効に活用する。

令和2年度過労死等防止対策推進シンポジウム等実施要領

1 趣旨

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月24日閣議決定）に基づく対策を推進し、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に過労死等防止対策推進シンポジウムを開催するとともに、ポスターの掲示やパンフレット等の配布を行うほか、新聞及びインターネット等の各種媒体を活用した周知・啓発を当該月間に集中的に実施する。

2 実施事項

(1) 本省で実施する事項

ア 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

委託事業として、過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携しつつ47都道府県において48回（東京は2回開催）シンポジウムを開催する。シンポジウムの内容については、民間団体と連携しながら受託者（（株）プロセスユニーク。以下同じ。）が具体的な調整を行う。

イ ポスターの掲示、パンフレット等の配布及び各種媒体を活用した周知・啓発
過労死等を防止することの重要性を周知するためのポスター、パンフレット及びリーフレットを受託者において作成し、都道府県労働局（以下「局」という。）、労働基準監督署（以下「署」という。）、都道府県及び市町村、産業保健総合支援センター（地域窓口含む。）、事業主団体及び労働者団体に配布するとともに、全国紙及び地方紙への広告及びインターネット広告を掲載する。

(2) 都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の周知等

局は、受託者が作成するポスターの掲示及びパンフレットの配布等による事前周知や、シンポジウムにおける挨拶・説明等の対応を行うとともに、必要に応じて、地方公共団体に対し、協力・後援や事前周知等の支援を行うよう働きかけを行う。ただし、地方公共団体に対して働きかけを行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を勘案した上で、地方公共団体に過度な負担とならないよう留意すること。

なお、局は、シンポジウムの開催に当たって受託者又は民間団体に対し、必要な支援を行う。

イ ポスター、パンフレット等の掲示・配布

局及び署は、送付されたポスター、パンフレット等を、窓口で配布するほか、関係団体等にも協力を求めるなどにより、広く周知・啓発を行う。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の
尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時

2020年11月25日(水)

18:30~20:30 (受付18:00~)

会場

ベルクラシック甲府 エリザベート
(山梨県甲府市丸の内1-1-17)参加
無料

事前申込

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い
実施いたします。今後の感染状況により、
参加者数を制限するなど、規模を縮小して
実施する場合があります。
参加には、事前申込みが必要です。
詳細、中止の連絡等は、ホームページにて
お知らせいたします。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：山梨県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

